

平成26年第5回常陸太田市議会定例会会議録

目 次

招集告示	5
平成26年第5回常陸太田市議会定例会会期日程	6
◎第1号 12月8日(月)	
○議事日程(第1号)	7
○本日の会議に付した事件	8
○出席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 会	9
開 議	9
○会議録署名議員の指名	9
○諸般の報告	9
○日程第 1 会期の決定	12
○日程第 2 報告第14号ないし報告第15号(一括上程)	12
○日程第 3 議案第126号ないし議案第132号(一括上程)	14
提案理由説明	14
○日程第 4 議案第133号ないし議案第142号(一括上程)	19
提案理由説明	20
散 会	25
◎第2号 12月10日(水)	
○議事日程(第2号)	27
○本日の会議に付した事件	27
○出席議員	27
○説明のため出席した者	27
○事務局職員出席者	27
開 議	28
○日程第 1 一般質問	28
5番 木村 郁郎議員	28
4番 赤堀 平二郎議員	35
3番 藤田 謙二議員	42
8番 平山 晶邦議員	53
20番 宇野 隆子議員	61

散 会	7 4
◎第3号 12月11日(木)	
○議事日程(第3号)	7 5
○本日の会議に付した事件	7 5
○出席議員	7 5
○説明のため出席した者	7 5
○事務局職員出席者	7 5
開 議	7 6
○日程第 1 一般質問 7番 鈴木 二郎議員	7 6
6番 深谷 渉議員	8 6
散 会	9 3
◎第4号 12月12日(金)	
○議事日程(第4号)	9 5
○本日の会議に付した事件	9 5
○出席議員	9 5
○説明のため出席した者	9 5
○事務局職員出席者	9 6
開 議	9 6
○日程第 1 報告第14号ないし報告第15号(一括上程)	9 6
採 決	9 6
○日程第 2 議案質疑 議案第126号ないし議案第142号(一括上程)	9 6
質 疑 20番 宇野 隆子君	9 6
○日程第 3 請願第4号	1 0 0
散 会	1 0 1
◎第5号 12月19日(金)	
○議事日程(第5号)	1 0 3
○本日の会議に付した事件	1 0 3
○出席議員	1 0 3
○欠席議員	1 0 4
○説明のため出席した者	1 0 4
○事務局職員出席者	1 0 4
開 議	1 0 4
○日程第 1 委員長報告 議案第126号から議案第142号, 請願第4号	

	総務委員長	高星 勝幸議員	105
	文教民生委員長	深谷 渉議員	105
	産業建設委員長	木村 郁郎議員	105
	採 決		106
○日程第 2	議案第143号		107
	提案理由説明		107
	採 決		108
○日程第 3	議案第144号		109
	提案理由説明		109
	採 決		109
○日程第 4	議案第145号ないし議案第149号		110
	提案理由説明		110
	採 決		111
○日程第 5	議員提案第7号		112
	提案理由説明		113
	採 決		114
○日程第 6	議員派遣について		114
	採 決		115
閉 会			115

資 料

議案等委員会付託表	117
請願文書表（第4号）	118
一般質問発言通告者及び発言要旨	119
総務委員会審査報告書	124
文教民生委員会審査報告書	125
産業建設委員会審査報告書	127
議員派遣について	129
奨学金の充実を求める意見書	130

常陸太田市告示第152号

平成26年第5回常陸太田市議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月1日

常陸太田市長 大久保 太一

1. 期 日 平成26年12月8日
2. 場 所 常陸太田市議会議場

平成26年第5回常陸太田市議会定例会会期日程

平成26年12月8日

月 日	曜	会議別	主な内容
12月 8日	月	本会議	1. 開 会 2. 会期の決定 3. 議案説明
12月 9日	火	休 会	議案調査
12月10日	水	本会議	1. 一般質問
12月11日	木	本会議	1. 一般質問
12月12日	金	本会議	1. 議案質疑 2. 委員会付託
12月13日	土		
12月14日	日		
12月15日	月	委員会	1. 総務委員会
12月16日	火	委員会	1. 文教民生委員会
12月17日	水	委員会	1. 産業建設委員会
12月18日	木	休 会	議事整理
12月19日	金	本会議	1. 委員長報告（質疑・討論・採決） 2. 閉 会

平成26年第5回常陸太田市議会定例会会議録

平成26年12月8日(月)

議事日程(第1号)

平成26年12月8日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号))
報告第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号))
- 日程第 3 議案第126号 常陸太田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について
議案第127号 常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
議案第128号 常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議案第129号 常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について
議案第130号 常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
議案第131号 常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について
議案第132号 常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第133号 平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)について
議案第134号 平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第135号 平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について
議案第136号 平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算(第2号)について
議案第137号 平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第138号 平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第139号 平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算(第1号)について
議案第140号 平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

について

- 議案第141号 平成26年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第142号 平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
日程第 2 報告第14号ないし報告第15号（一括上程・報告案件説明）
日程第 3 議案第126号ないし議案第132号（一括上程・提案理由説明）
日程第 4 議案第133号ないし議案第142号（一括上程・提案理由説明）
-

出席議員

11番	深谷秀峰	議長	10番	菊池伸也	副議長
1番	諏訪一則	議員	2番	井坂孝行	議員
3番	藤田謙二	議員	4番	赤堀平二郎	議員
5番	木村郁郎	議員	6番	深谷渉	議員
7番	鈴木二郎	議員	8番	平山晶邦	議員
9番	益子慎哉	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	福地正文	議員	16番	川又照雄	議員
17番	後藤守	議員	18番	黒沢義久	議員
19番	高木将	議員	20番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
中原一博	教育長	植木宏	総務部長
加瀬智明	政策企画部長	荻津一成	市民生活部長
西野千里	保健福祉部長	滑川裕	農政部長
樫村浩治	商工観光部長	生田目好美	建設部長
斎藤広美	会計管理者	井坂光利	上下水道部長
福地壽之	消防長	山崎修一	教育次長
宇野智明	秘書課長	大和田隆	監査委員

事務局職員出席者

吉成賢一	事務局長	柳一行	次長兼総務係長
金子充	議事係長		

午前 10 時開会

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 20 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 5 回常陸太田市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○深谷秀峰議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第 88 条の規定により

3 番 藤 田 謙 二 議 員 14 番 茅 根 猛 議 員
の両名を指名いたします。

諸般の報告

○深谷秀峰議長 諸般の報告を行います。

初めに、議長会の経過についてご報告いたします。

去る 10 月 14 日、那珂市において県北市議会議長会が、同じく 21 日、笠間市において茨城県市議会議長会が開催されました。会議内容については、お手元に配付いたしました報告書によりご承知願います。

次に、教育委員会から、平成 26 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告書がお手元に配付されてありますとおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、敦賀市表敬訪問並びに茨城県市議会議長会議員研修会の議員派遣を 9 月議会で議決いたしておりましたが、11 月 21 日の全員協議会において報告がありましたとおりでございます。

次に、監査委員から、平成 26 年 9 月及び 10 月、11 月の例月現金出納検査の結果について、報告書が別紙写しのおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、9 月 22 日付で常陸太田市大平町 428 番の 8、伊藤芳昌氏ほか 6 名より、市立北中学校閉校後におけるグラウンド及び体育館の使用に関する陳情がお手元に配付してあります写しのおりに提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第 121 条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたので、ご報告いたします。

市 長	大久保 太 一 君	副 市 長	宮 田 達 夫 君
教 育 長	中 原 一 博 君	総 務 部 長	植 木 宏 君
政策企画部長	加 瀬 智 明 君	市民生活部長	荻 津 一 成 君
保健福祉部長	西 野 千 里 君	農 政 部 長	滑 川 裕 君

商工観光部長	榎村浩治君	建設部長	生田目好美君
会計管理者	斎藤広美君	上下水道部長	井坂光利君
消防長	福地壽之君	教育次長	山崎修一君
秘書課長	宇野智明君	監査委員	大和田隆君

以上、16名でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

市長挨拶

○深谷秀峰議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 皆さん、おはようございます。平成26年第5回の市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましてはご多忙の中、ご出席を賜りましてまことにありがとうございます。また、日ごろから市政の進展と円滑なる運営のために格別なるご高配を賜っておりまして、心から感謝を申し上げる次第です。

ここで、9月の第4回市議会定例会以降の主な出来事についてご報告を申し上げます。

初めに、合併10周年記念式典についてでございます。当市は、12月1日に市町村合併10周年を迎えました。市民の皆様と10年間の歩みを振り返るとともに、将来に向かい本市のさらなる飛躍と発展につなげるため、多くの方々のご臨席のもとで、12月6日に合併10周年記念式典を厳粛かつ盛大に挙行することができました。このたびの10周年を契機として、本市の将来像である「快適空間～自然・歴史を活かし、人・地域がかがやく協働のまち」の実現に向けまして、市民の皆様とともに力強く歩んでまいり所存でございますので、これまで以上のご支援とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、駅伝競走大会での市内中学生の活躍についてでございます。茨城県中学校駅伝競走大会2連覇の瑞竜中学校が11月30日に、東京都八王子市で開催されました関東大会で県大会に続き優勝を飾りました。全国大会は今月14日に、山口県セミナーパークを舞台に繰り上げられますが、チーム一丸となって持てる力を十分に発揮していただくことを願っております。

次に、少子化・人口減少対策についてでございます。市内で活躍中の子育て支援団体を皆さんに広く知ってもらい、体験していただくことで、「子育て上手常陸太田」をさらに推進するため、11月22日に「子育てメッセ」を開催いたしました。当日は自由に遊べるおもちゃコーナーやベビーマッサージ、ストローハウスづくりのコーナーなどに市外からも参加者がありまして、大勢の親子連れでにぎわいました。イベント終了後には、市の魅力や住みやすさなどを市内外にPRをする「子育て上手常陸太田推進隊」の委嘱式を行いまして、新たに71人に仲間入りをしていただいたところでございます。今回の委嘱で総勢162人になった推進隊の皆さんには、市の取り組みのPRとプロモーション活動に熱心に取り組んでいただいております。

次に、震災からの復旧・復興についてでございます。昨年7月から行われていた西山荘御殿の工事がほぼ完了いたしまして、11月1日に公開が再開されました。建物は建築当初の材料と技

法に基づきリニューアルされましたが、多くの皆様が西山荘を訪れ親しんでいただけることを期待いたしております。

また、梅津会館につきましては、文化庁の文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業の採択を受けまして、郷土資料館としての展示機能に合わせ、イベントスペースの整備を進めてまいりましたが、このほど完成いたしましたして11月22日から公開を再開しております。

次に、道路と橋梁の整備についてでございます。西河内下町と上大門町を結ぶ広域営農団地農道工事の十国トンネル貫通式が9月26日に行われました。平成29年度の完成に向け工事を進めておりますが、完成いたしますと北茨城市から本市を通り常陸大宮市までを結び、県北地域の活性化に大いに役立つものでございます。また、震災により使用不能となっておりました国道293号里川橋は、架けかえ工事が完了しまして11月19日に供用が開始されております。新しい橋は耐震性にすぐれ、全長180メートル、車道の幅員が7メートルで両側に幅2.5メートルの歩道が整備され、地域の安全・安心と利用者の利便性の向上が図られております。

次に、秋のお祭りイベントについてでございます。10月下旬から11月にかけては、里美かかし祭、竜神峡紅葉まつり、常陸秋そばフェスティバル里山フェアと、3つの大きな祭りを開催し、今までになく盛況を呈しました。

竜神大吊橋の今年4月から11月までの渡橋者数につきましては、22万5,555人でありまして、震災前の平成22年度と比較いたしますと99.9%まで回復してきたところでございます。

お祭り以外では、貴重な文化財を一般公開する指定文化財集中曝涼、都々逸全国大会、西金砂登山マラソンなどを行いまして、市内外から多くの方にご来場いただいたところであります。

また、河内地区の晩秋を彩る風物詩——行灯の赤レンガと銀杏まつり、郷土の味を堪能する金砂郷のけんちゃん村祭りなど、地域や団体主催によるイベントも数多く行われております。引き続きこれらのイベントが交流人口の拡大とよりよい地域づくりに結びつくよう努めてまいります。

次に、平成27年度の当初予算編成について申し上げます。

新年度当初予算につきましては、10月31日に一般会計予算編成方針を決定いたしまして、予算編成の作業に着手しているところでございます。予算編成の基本方針は、本市の財政が厳しい状況におかれていること、地方交付税の合併算定がえによる増額分の減額が始まる年度であることを十分認識するとともに、第5次総合計画に掲げる町の将来像の実現を目指しまして後期基本計画の6つの重点戦略、特に「ストップ少子化・若者定住戦略」に係る主要施策について重点的に推進することとしております。また、新年度は地方創成が国の重点施策とされておりますので、今後の情報を的確に把握いたしまして予算編成に取り組んでまいります。

次に、専決処分の報告をさせていただきます。10月6日の台風18号による被災箇所の復旧に係る経費の増額と債務負担行為の追加に伴う金砂郷統合中学校整備工事管理委託料の減額を合わせ、総額341万8,000円を追加いたしました。また、衆議院の解散に伴う総選挙の執行経費3,079万7,000円の予算措置について専決処分をさせていただきました。

次に、今回ご提案申し上げます一般会計補正予算でございますが、市職員の給与に関する条例等の一部改正に係る職員等の給料、社会福祉法人が旧河内小学校を小規模多機能型居宅介護施設に

改修する費用等に対する補助金、太田さくら保育園の開園に伴う委託料及び補助金など、合計1億9,247万円を追加いたしまして総額を238億70万6,000円とするものでございます。これらを含めまして本日ご提案させていただく案件でございますが、専決処分の報告2件、条例の制定2件、一部改正4件、公の施設に係る指定管理者の指定1件、平成26年度補正予算10件、合わせまして19件でございます。

なお、今会期中に債務負担行為の追加に伴う一般会計補正予算と人事案件6件を追加提案する予定でございますので、あらかじめご承知いただきたいと存じます。

各議案の提案理由につきましては、議題となりましたときに副市長及び担当部長からご説明申し上げます。各議案とも慎重にご審議をいただき、原案のとおり承認、可決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○深谷秀峰議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日から12月19日まで12日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○深谷秀峰議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日まで12日間と決定いたしました。

日程第2 報告第14号ないし報告第15号

○深谷秀峰議長 次、日程第2、報告第14号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号））、報告第15号専決処分の承認を求めることについて（平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第7号））、以上2件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明いたします。

議案書の1ページをお開き願います。報告第14号は、専決処分の承認をお願いするものでございます。

2ページに専決処分の写しがございますが、10月6日の台風18号により被災した箇所への復旧に係る予算措置について、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）を10月7日に専決処分させていただきました。

恐れ入りますが4ページをお開き願います。平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ341万8,000円を追加し、総額を235億7,743万9,000円としたものでございます。第2条で債務負担行為の補正、第3条で地方債の補正を行っております。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、11ページをお開き願います。歳入でございます。

19款繰越金の補正につきましては、今回の補正財源としまして、前年度繰越金2,431万8,000円を追加したものでございます。

21款1項6目過疎対策事業債の補正につきましては、歳出予算の減額に伴い中学校整備事業債を2,090万円減額したものでございます。

12ページをごらん願います。歳出でございます。

8款1項5目災害対策費の補正につきましては、台風18号への対応に当たりました職員の時間外勤務手当を73万6,000円追加したものでございます。

9款3項3目学校建設費の13節委託料の補正につきましては、金砂郷統合中学校整備工事管理委託料について、平成27年分の費用を負担する債務負担行為を追加したことから2,089万6,000円を減額したものでございます。

10款2項1目道路橋りょう災害復旧費の補正につきましては、台風18号により被災した市道ののり面や路肩の復旧、橋梁の漂着ごみ除去などに要する費用としまして、建設機械等借り上げ料、災害復旧工事、合わせて2,254万1,000円を追加したものでございます。下段の2目都市計画施設災害復旧費の補正につきましては、被災しました真弓町のさくら公園ののり面復旧に要する費用としまして、災害復旧工事103万7,000円を追加したものでございます。

恐れ入りますが、7ページにお戻り願います。第2表債務負担行為補正でございます。債務負担行為を追加する事項は、金砂郷統合中学校整備工事管理業務でございますが、平成27年分の費用としまして、限度額2,089万6,000円を追加したものでございます。

8ページをごらん願います。第3表地方債補正でございますが、金砂郷統合中学校整備事業の財源である過疎対策事業費につきましては、歳出予算の減額に伴い限度額を2,090万円減額し、補正前の限度額合計22億2,030万円を21億9,940万円に減額するものでございます。

続きまして、議案書の16ページをお開き願います。報告第15号は、専決処分の承認をお願いするものでございます。

17ページに専決処分の写しがございますが、衆議院議員総選挙に係る予算措置について、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号)を11月21日に専決処分をさせていただきました。

恐れ入りますが、19ページをお開き願います。平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第7号)でございますが、第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,079万7,000円を追加し、総額を236億823万6,000円としたものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、24ページをお開き願います。歳入でございます。

15款3項1目総務費委託金の補正につきましては、衆議院議員総選挙委託金を歳出予算同額の3,079万7,000円追加したものでございます。

25ページをごらん願います。歳出でございます。

2款4項8目衆議院議員総選挙費の補正につきましては、選挙の執行に要する費用としまして、25ページから26ページにかけて合計3,079万7,000円を追加したものでございます。私からは以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第3 議案第126号ないし議案第132号

○深谷秀峰議長 次、日程第3、議案第126号常陸太田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定について、議案第127号常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について、議案第128号常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第129号常陸太田市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、議案第130号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第131号常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正について、議案第132号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について、以上7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。

議案書の29ページをお開き願います。議案第126号は、常陸太田市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の制定についてでございます。これは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、平成25年法律第44号、いわゆる「第3次一括法」が公布され、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、これまで全国一律に定められていた職員等に係る基準等が市町村の条例に委任されたため、今回本条例の制定を行うものでございます。

30ページをごらん願います。まず、第1条、趣旨及び第2条、基本方針でございますが、「地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な基準を定め、各被保険者が必要な援助等を利用できるように導き、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない」と規定してございます。第3条及び第4条は、地域包括支援センターが担当する区域における職員の人数は、国の基準と同様に定めております。

次に、31ページをお開き願います。第5条でございますが、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営についての定めでございます。

なお、本条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書32ページをごらん願います。議案第127号は、常陸太田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定についてでございます。本条例は、5章34条からなる長い条例となりますので、お手元に配付いたしましたA3横長の議案第127号資料にてご説明申し上げます。

タイトルの下の①でございますけれども、この議案につきましても議案第126号と同様、平成25年6月に公布された、いわゆる「第3次一括法」により、「介護保険法」の一部が改正されたことに伴い、「介護保険法」及び厚生労働省省令で、全国一律に定められていた指定介護予防支援事業所等の基準について市町村へ条例委任されたことにより、今回本条例の制定を行うものでございます。

次に②、介護予防支援事業でございますけれども、介護予防支援事業とは、要支援1、要支援2と認定された方に介護保険サービスを利用できるよう計画を作成するなどの支援を行うもので、この計画を作成する事業者を「指定介護予防支援事業者」といい、本市では総合福祉会館内がございます地域包括支援センターが指定を受けております。以下の図が事業の説明を大まかにあらわしております。

なお、③は国の基準省令による従うべき基準と参酌すべき基準の分類でございます。従うべき基準につきましては、条例の内容を直接的に拘束するもので、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないものであり、資料の中の網かけの部分の条文でございます。

お手元の資料、コピーが何度も繰り返されておまして薄く見づらくなってございますけれども、左側2章の4条、5条、それから3章の6条、7条、右ページで中段の24条、それから28条が従うべき基準の条例でございます。また、参酌すべき基準は、自治体が十分参酌し、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されるものでございまして、網かけ以外の条文がこれに該当いたします。このうち第3条、第30条につきましては、当市の独自基準として定めております。

条文でございますが、まず、第1章は基本方針で、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めることを趣旨とし、介護予防を必要とする利用者の立場に立ったサービス等の提供について配慮しなければならないことを定めております。

次に、指定介護予防支援事業の申請者は、法人と限定いたしました。また、暴力団等排除の観点から、その法人に当たっては、暴力団であってはならないとしております。

第2章は人員に関する基準でございますが、指定介護予防支援事業者は、一人以上の保健師等の配置、常勤の管理者を置くことを定めてございます。

第3章は運営に関する基準でございますが、第6条では支援の提供の開始に際して計画の説明を行い同意を得るものとし、第7条において正当な理由がなく支援の提供を拒否できないとしております。

資料の右側をごらん願います。第14条では、指定介護予防の事業を委託する場合の遵守すべ

き事項を定めております。第18条では職員、業務の実施状況の管理を、第19条においては事業の目的及び運営の方針を6項目にわたり規定しております。第24条では業務上知り得た秘密の保持を、第26条では特定事業者の指定の禁止、利益收受の禁止を、第28条では事故発生時の連絡記録を、第30条では従業者、設備、会計に関する記録の整備について定め、また、その保存年限を5年としております。

第4章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めており、基本・具体的取り扱い方針及び支援の提供に当たっての留意点について定めております。

第5章は、基準該当介護予防支援に関する基準についてでございます。基準該当介護予防支援につきましては、本市の被保険者で住所地特例等により市外に居住している方の介護予防サービス計画を作成する際、遠隔地等の理由で本市の事業所での作成が困難な場合、本市が市外の事業者を基準該当介護予防支援事業所として登録し、計画の作成を委託することとなりますが、その登録事業者についてもこの条例を準用するものでございます。

なお、本条例の施行日につきましては、「第3次一括法」の施行日である平成26年4月1日から1年を超えない期間内において条例を施行する経過措置が設けられておりますので、平成27年4月1日から施行するものでございます。

議案書にお戻り願います。50ページでございます。議案第128号は、常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。

提案理由でございますが、職員等の給与について人事院勧告に準じた措置を講ずるため、関連条例の一部改正を行うものでございます。

内容につきましては、改正内容が多岐にわたりますので、恐れ入りますが、お手元に配付いたしました議案第128号資料「平成26年人事院の給与勧告に係る市職員給与の取り扱いについて」によりご説明申し上げます。

今回の改正は、大きく分けて2つございます。まず、1の民間給与との間差等に基づく給与改定、それから次のページ、2の給与制度の総合的見直しでございます。

戻りまして、1の民間給与との間差等に基づく給与改定。

(1)は給料表の改定でございます。①は、行政職給料表を民間給与との間差を埋めるために、平均0.3%引き上げを行うものでございます。②は、消防職給料表及び医療職給料表につきましても、行政職給料表と同様に平均0.3%引き上げるものでございます。③でございますが、給料表は世代間の給与配分の見直しの観点から若年層に重点を置いて改定するものとし、初任給は行政職給料表で2,000円の引き上げといたしました。

(2)の通勤手当でございますが、民間の支給状況を踏まえ、資料の表のとおり、それぞれの区分に応じ100円から7,100円までの幅で支給額を引き上げるよう改正するものでございます。

次に、(3)の期末・勤勉手当でございますが、現行年間3.95月を0.15月分引き上げ、4.10月分に改正するものでございます。なお、引き上げ分は勤務実績に応じた給与を推進するため勤勉手当に配分することとし、表にございますとおり、平成26年度はこれから支給いたしま

す12月の勤勉手当に配分し、平成27年度以降は6月と12月に平準化して配分することといたします。

次に、実施時期でございますが、平成26年4月1日に遡及して実施いたします。

2ページをごらん願います。2の給与制度の総合的見直しについてでございます。

(1) 給料表の見直し、①でございますが、民間賃金の低い地域における官民給与の実情をより適切に反映するために、給料額を平均2%引き下げることといたしました。②は、世代間の給与配分の見直しの観点から、若年層が該当する1級の全ての号給及び2級の12号給までは引き下げは行わず、3号給以上の高位号給は最大4%程度引き下げるものでございます。③は、中高年齢層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から5級、6級に号給を増設いたします。

なお、その他の給料表も行政職給料表との均衡を基本に引き下げを実施いたします。

(2)でございますが、55歳を超える職員の一部に適用されていた給料1.5%の減額措置は、民間との間差があと3年で是正される見込みであることから、平成30年3月31日をもって廃止いたします。

資料の3ページをごらん願います。(3)管理職特別勤務手当につきましては、管理職が週休日及び祝日等において災害への対応など臨時・緊急に勤務した場合に、勤務1回につき1万円以内の額を支給するものですが、平日の深夜に勤務した場合でも勤務1回につき5,000円以内の額を支給することとするものです。

(4)実施時期等でございますが、給料表は平成27年4月1日切りかえとし、激変緩和のための経過措置として、給料表の切りかえにより給料月額が切りかえ前より低くなる者につきましては、平成30年3月31日までの3年間は引き下げ前の給料月額を支給することといたします。

なお、市長、副市長並びに教育長の期末手当につきましても、一般職と同様に年間0.15月の引き上げを実施いたします。

議案書にお戻り願います。51ページから72ページまでは、ご説明しました内容に係る改正条文、73ページから96ページは新旧対照表でございますので、後ほどごらんお願います。

なお、今回の人事院勧告におきましては、激変緩和のための経過措置及び地域手当等の諸手当引き上げのための原資として、平成27年1月1日の昇給を1号給抑制することとしておりますが、地域手当が支給されていない近隣自治体においては抑制措置を見送る見込みでございますので、当市でも同様に実施を見送る案といたしました。

次に、議案書97ページをお開き願います。議案第129号は、常陸太田市医療福祉費の支給に関する条例の一部改正についてでございます。少子化対策事業のさらなる充実強化策として医療福祉費支給に係る対象年齢を拡大するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

当市における医療福祉費の支給制度につきましては、平成21年4月より少子化対策の一環として、市の単独事業により県制度における所得制限を撤廃し、中学3年生までの全ての乳幼児、児童生徒に対して公平に医療費の助成を行ってきたところでございます。そのような中、本年10月に県制度の改正があり、これまで入院・外来ともに小学3年生までであった対象年齢が拡大され、外来は小学校6年生まで、入院は中学3年生までとなったところでございます。当市にお

きましては今回の県制度の拡充を受け、さらなる少子化対策を積極的に推進するため支給対象年齢を拡大し、より安心して子育てができる環境づくりを目指すものでございます。

恐れ入りますが、99ページをお開き願います。新旧対照表にてご説明いたします。

第2条、定義でございます。第2号につきまして、平成27年4月1日より医療福祉費支給の対象となる小児の対象年齢区分をこれまで中学3年生までの者から年齢を拡大するため、15歳から18歳とし、高校生まで支給を拡充するものでございます。

98ページにお戻り願います。附則でございますが、条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

次の議案第130号、議案第131号につきましては、後ほど上下水道部長よりご説明申し上げます。

続きまして、109ページをお開き願います。議案第132号は、常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、常陸太田市温水プールの指定管理者を指定するため議会の議決を求めるもので、常陸太田市温水プールの設置及び管理に関する条例第3条第1項の規定に基づき、指定管理者を指定するものでございます。

施設の名称は、常陸太田市温水プール。指定管理者となる団体の名称は、株式会社ファンタジーアイランド。指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

なお、株式会社ファンタジーアイランドは、平成24年11月に株式会社アメニティエンジニアリングが会社名を変更したもので、常陸太田市温水プールのこれまでの指定管理者でございます。

私からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案書の100ページをお開きいただきます。議案第130号常陸太田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由ですが、人事院勧告に準じた措置を講ずることに伴い、管理職員特別勤務手当の支給条件を改正するため、本条例の一部改正を行うものでございます。

102ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明申し上げます。

第12条の3、管理職員特別勤務手当でございます。第1項の改正につきましては、「勤務を要しない日または休日」の文言を正しい表現に改正するものでございます。第2項の追加につきましては、現行の規定においては第1項に規定する週休日等の場合のみ手当の支給対象でありましたが、平日の災害への対処等においても午前0時から午前5時まで勤務した場合について手当の支給対象とするよう改正するものでございます。

戻りまして、101ページをお開きいただきます。附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

恐れ入りますが、続きまして103ページをお開きいただきます。議案第131号常陸太田市工業用水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、宮の郷工業団地内に用水型企业が立地することに伴い、料金の設定等必要な事項を定めるため、本条例の一部改正を行うものでございます。

今回の改正につきましては、現行の条例が常陸太田工業用水道事業のみ規定しているものであるため、新たに金砂郷工業用水道事業について、料金、その他給水条件などを定めるものでございます。

106ページをお開きいただきます。新旧対照表でご説明申し上げます。

第1条、目的でございます。「常陸太田」を「常陸太田市」に改めるものでございますが、常陸太田工業用水道事業のみ規定している現行の条例に、新たに金砂郷工業用水道事業の規定を加え、2つの工業用水道事業を本条例の対象とするものでございます。

第5条、権利義務、承継の制限でございます。第2項を追加し、法人が使用者の地位を承継した際の届け出義務を新たに規定するものでございます。

第22条、水質でございます。107ページをお開きいただきます。第22条の改正は、新たに金砂郷工業用水道事業の水質基準を定めるもので、水温、摂氏30度以下、濁度15度以下、水素イオン濃度pH値5.8から8.7と定めるものでございます。

第23条、水圧でございます。この改正は、新たに金砂郷工業用水道事業の水圧の最低値を定めるもので、配水管末における最低水圧を0.088メガパスカルとするものでございます。

第24条、料金でございます。この改正は、新たに金砂郷工業用水道事業の基本料金及び特定料金を65円に、超過料金を90円と規定するものでございます。

108ページの第30条、停水処分については、茨城県の条例が改正となっていることから改めるものでございます。

戻りまして、105ページをお開きいただきます。附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

日程第4 議案第133号ないし議案第142号

○深谷秀峰議長 次に、日程第4、議案第133号平成26年度常陸太田市一般会計補正予算（第8号）について、議案第134号平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第135号平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第136号平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第137号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第138号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第139号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第140号平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算

(第1号)について、議案第141平成26年度常陸太田市水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第142号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算(第1号)について、以上10件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

[宮田達夫副市長 登壇]

○宮田達夫副市長 提案者にかわりまして、ご説明申し上げます。私からは、補正予算関係議案第133号から第140号までの8件でございます。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書をごらん願います。1枚おめくり願います。

議案第133号は、平成26年度常陸太田市一般会計補正予算(第8号)でございます。1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億9,247万円を追加し、総額を238億70万6,000円とするものでございます。第2条で繰越明許費の設定、第3条で債務負担行為の補正を行っております。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、9ページをお開き願います。歳入でございます。

12款1項2目民生費負担金の補正につきましては、太田さくら保育園が来年2月に開園することに伴い、民間保育所入所児負担金を196万2,000円追加するものでございます。

14款1項1目3節児童福祉費負担金のうち、民間保育所運営費負担金293万3,000円の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします太田さくら保育園に対する保育運営児童委託料の財源としまして追加するものでございます。4節生活保護費負担金の補正につきましては、歳出予算の増額に伴い3,770万4,000円を追加するものでございます。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金271万円と2目民生費国庫補助金の1節社会福祉費補助金のうち、番号制度システム整備事業費補助金142万1,000円の補正につきましては、社会保障税番号制度の施行準備として行う住民基本台帳システムや国民健康保険システムなど、システムの改修に要する費用に対する国の補助金として追加するものでございます。

14款2項2目1節社会福祉費補助金の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護福祉空間整備推進交付金の補正につきましては、いずれも歳出予算の財源としまして、合わせて3,630万円を追加するものでございます。

15款2項1目民生費県補助金の補正につきましては、歳出予算の財源としまして、安心こども支援事業費補助金を282万6,000円、特別保育事業費補助金を130万4,000円追加するものでございます。

10ページをお開き願います。16款1項2目利子及び配当金の補正につきましては、各種基金の預金利子の増額が見込まれることから、合わせて1,930万4,000円を追加するものでございます。

16款2項1目不動産売り払い収入の補正につきましては、旧河内小学校及び旧佐都小学校の土地・建物の売り払いにより、1節土地売り払い収入、3節建物売り払い収入、合わせまして7,

1 1 5万円を追加するものでございます。

2 0 款 4 項 3 目 雑入のうち、福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償金の補正につきましては、放射能汚染の影響により平成23年度から25年度に実施しましたイノシシの焼却処分費に対する損害賠償金の確定に伴い、1,243万5,000円を追加するものでございます。

1 1 ページをごらん願います。歳出でございます。

2 款 1 項 総務管理費でございますが、次のページ上段でございます9目情報通信管理費の補正につきましては、社会保障税番号制度に係る中間サーバーを全国の地方自治体において共同整備を行う費用に対する負担金として、中間サーバープラットフォーム事業費98万1,000円を追加するものでございます。下段の16目諸費のうち27節公課費の補正につきましては、源泉所得税の徴収漏れにより発生した延滞税及び不納付加算税を127万3,000円追加するものでございます。

恐れ入りますが、14ページをお開き願います。3款1項社会福祉費でございます。15ページ中段でございます7目介護保険費19節負担金補助金及び交付金の補正につきましては、旧河内小学校を社会福祉法人清河会が小規模多機能型居宅介護施設に改修する費用等に対する補助金としまして、地域介護福祉空間整備等施設整備事業費3,090万円、地域介護福祉空間整備推進事業費540万円を追加するものでございます。

3 款 2 項 2 目 保育所費でございますが、16ページ上段でございます13節委託料288万4,000円の補正につきましては、愛保育園を指定管理者へ委託することに伴い、保育士等派遣業務委託料を追加するものでございます。下段の3目児童措置費でございます。13節委託料の保育運営児童委託料971万4,000円と19節負担金補助金及び交付金のうち、民間保育所運営管理費15万円、特別保育事業費195万6,000円の補正につきましては、太田さくら保育園の開園に伴う委託料及び補助金を追加するものでございます。同節のうち、保育士等処遇改善臨時特例事業費323万円の補正につきましては、はすみ保育園、あすなる保育園に係る保育士等の給与等処遇改善費用に対する補助として追加するものでございます。

3 款 3 項 2 目 扶助費の補正につきましては、生活保護世帯の増加により、生活扶助費などの扶助費に不足を生ずるおそれがございますことから、合わせまして5,027万3,000円を追加するものでございます。

恐れ入りますが、23ページをお開き願います。10款3項1目社会教育施設災害復旧費でございますが、東日本大震災により被災しました水戸徳川家墓所の災害復旧工事について、文化庁の指導により平成27年度に実施する予定でありました事業の一部を前倒しで行うことから、指定文化財等災害復旧費234万7,000円を追加するものでございます。

なお、当該補正予算の中には、先ほどご説明申し上げました常陸太田市職員の給与に関する条例等の一部改正に係る職員等の給料などの補正が各費目ごとに計上されておりますので、後ほどごらんおき願います。

恐れ入りますが、5ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費でございます。里美中学校屋内運動場建築工事に伴う外構工事に遅れが生じることから、里美中学校整備事業費について1,

500万円を翌年度に繰り越すものでございます。

6ページをごらん願います。第3表、債務負担行為補正でございます。来年4月当初から業務監視に当たり、平成26年度中に契約事務を進める必要があるごらんの7件につきまして、それぞれの限度額の範囲において債務の負担を行うものでございます。

続きまして、議案第134号は、平成26年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ23万6,000円を減額し、総額を63億3,423万4,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入ですが、3款1項の国庫負担金及び6款1項の県負担金につきましては、それぞれ特定健康診査等負担金の額の決定によるものでございます。

8款の財産収入につきましては、支払準備基金の預金利子でございます。

9款1項1目一般会計繰入金、同款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、職員給与費に係る繰入金の増減調整及び歳入歳出の予算調整によるものでございます。

11款の諸収入につきましては、一般被保険者の保険税に係る延滞金でございます。

7ページをごらん願います。歳出ですが、1款1項の総務管理費及び同款2項の徴税費につきましては、職員の給与改定及び異動に伴うものでございます。

9款の基金積立金につきましては、支払準備基金の預金利子でございます。

11款1項3目償還金につきましては、東日本大震災等に係る特別調整交付金の超過交付に伴う国庫返還金でございます。

続きまして、議案第135号は、平成26年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額からそれぞれ41万4,000円を減額し、6億3,910万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款の繰入金につきましては、職員給与費の改定及び保健基盤安定負担金の確定に伴うものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款の総務費につきましては、職員給与費の改定に伴う増額分でございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減分の市の負担金確定に伴う減額でございます。

続きまして、議案第136号は、平成26年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,411万8,000円を追加し、総額を53億9,7

76万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書でご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目介護給付費負担金及び3款2項1目調整交付金につきましては、保険給付費の増額補正による国の負担分でございます。

4款1項1目介護給付費交付金につきましては、保険給付費の増額補正による支払基金の負担分でございます。

5款1項1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の増額補正による県の負担分でございます。

7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の増額補正による市の負担分でございます。

同款同項4目のその他一般会計繰入金につきましては、給与改定等に伴う増額補正でございます。

7款2項1目支払準備基金繰入金につきましては、保険給付費の増額に伴う増額補正でございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては、育児休業による給与の減額補正及び給与改定等に伴う増額補正でございます。

同款3項1目介護認定審査会費につきましては、給与改定に伴う増額補正でございます。

同款同項2目認定調査等費につきましては、公用車購入差金による減額補正でございます。

2款4項1目高額介護サービス費につきましては、12月までの支給件数及び支給予定額をもとに年間見込みの試算を行ったところ不足が見込まれることから、1,351万5,000円を増額補正したところでございます。

続きまして、議案第137号平成26年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ84万円を追加し、総額を13億612万5,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

7款1項1目繰越金の補正でございますが、今回の補正予算の財源として84万円を計上いたしました。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目公共下水道費及び同款同項3目の特環下水道費の給料職員手当等共済費の補正につきましては、給与条例の改正に伴うものでございます。

続きまして、議案第138号平成26年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ373万円を追加し、

総額を3億5,181万5,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。歳入でございます。

6款1項1目繰越金の補正でございますが、今回の補正予算の財源として373万円を計上いたしました。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目総務管理費11節需用費の補正でございますが、建設年度が古い金砂郷地区3カ所、水府地区1カ所、里美地区2カ所、合計6カ所の施設につきまして、緊急を要する補修及び部品等の交換が必要になったことにより、修繕料を366万7,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第139号平成26年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ112万円を追加し、総額を1億4,960万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

5款1項1目繰越金の補正でございますが、今回の補正予算の財源として112万円を計上いたしました。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目戸別合併処理浄化槽設置整備事業費11節需用費の補正でございますが、浄化槽の定期点検で緊急な補修及び部品交換が必要となったことにより、修繕料を102万6,000円増額するものでございます。

続きまして、議案第140号は、平成26年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万9,000円を減額し、総額を3億1,384万5,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳出予算の減額に伴い、46万9,000円を減額するものでございます。

7ページをごらん願います。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の補正でございますが、2節給料、3節職員手当等、4節共催費につきましては、職員給与の改正及び職員の異動に伴う減でございます。19節負担金補助金及び交付金は、竜神ダム長寿命化に伴い86万6,000円を増額し、27節公課費につきましては、消費税の確定に伴い221万9,000円を減額するものでございます。

1款2項1目維持修繕費の11節需用費の補正につきましては、浄水処理に要する薬品に不足が生じることから消耗品費44万2,000円、電気料金に不足が生じたため光熱水費123万1,000円、落雷等による電気設備の修繕費410万円を増額するものでございます。

1款4項1目給水費420万円の減額は、量水器購入契約の確定による補正でございます。

私からは以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○深谷秀峰議長 上下水道部長。

〔井坂光利上下水道部長 登壇〕

○井坂光利上下水道部長 議案第141号並びに議案第142号について、提案者にかわりましてご説明申し上げます。

水道事業会計補正予算の1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、支出において第1款水道事業費用第1項営業費用を221万6,000円増額し、11億520万円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、職員給与費について211万3,000円を増額し、1億5,069万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

16ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出の補正でございますが、支出におきまして、給与改定及び制度改正等により各費目ごとに給料等の補正を計上いたしました。

17ページの4目総係費の24節公課費の補正につきましては、源泉所得税の徴収漏れにより発生する延滞税及び不納付加算税6万4,000円を追加したものでございます。

続きまして、議案第142号平成26年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

第1条は総則でございます。

第2条は、収益的収入及び支出の補正で、支出におきまして第1款工業用水道事業費用第1項営業費用を73万6,000円減額し、6,039万9,000円とするものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正で、職員給与費について82万3,000円を減額し、1,467万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、予算明細書によりご説明申し上げます。

17ページをお開きいただきます。収益的収入及び支出の補正でございますが、支出におきまして、職員の定期人事異動、給与改定並びに制度改正等により、第2目総係費の給与費等を補正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○深谷秀峰議長 説明は終わりました。

○深谷秀峰議長 以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、12月10日、定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時24分散会